

ふじ社会保険労務士事務所事務所便り

特定社会保険労務士 木村藤子
〒569-0078 大阪府高槻市大手町3-17-102
電話:090-2102-3887 FAX:050-3164-7326
mail:info@fujisr.ne.jp

◆2024年12月2日に健康保険証の発行を終了し、マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します

健康保険証をお持ちの方は2025年12月1日まではお手元の健康保険証を引き続きご利用可能です。マイナ保険証をお持ちでない方にもこれまで通りの保険診療を受診できるよう、2024年12月2日以降、資格確認書を発行します。医療機関を受診される際は資格確認書をご利用ください。また、2024年12月1日までに資格取得されている方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険証の使用できなくなる2025年12月1日までの間に資格確認書を発行する予定です。

【健康保険資格確認書】(協会けんぽの場合)



目的	マイナ保険証をお持ちでない方が、医療機関等で保険診療を受診いただくためのものです。
入手方法	<p>①資格取得届や被扶養者異動届の資格確認書発行要否欄に☑をつけていただいた方へ発行します。(※)</p> <p>②①以外の方でマイナ保険証をお持ちでない方には、日本年金機構において資格取得(扶養認定)の決定をされてから30~50日後に発行します。</p> <p>③資格確認書交付申請書をご提出いただいた方に発行します。</p> <p>※資格確認書発行要否欄は2024年12月2日以降に使用できる新様式にのみ設けられています。</p>

◆マイナ保険証の登録は解除できます

12月2日に迫った現行の健康保険証の廃止とマイナとして利用する登録のために、いったんマイナンバーカードに健康保険証の情報をひも付けた後で、情報漏洩が不安などの理由により、その登録を解除した方にも資格確認書が交付されます。

◆マイナ保険証の登録解除の流れ

当初、マイナ保険証の登録は原則として解除できないことになっていました。

その後、厚生労働省は、2024年10月に「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」という保険者向けの通知を出し、10月28日から医療保険者等向け中間サーバーで保険者からの解除申請の登録を受け付けるので、保険者にも加入者からの解除申請の受付を開始するよう求めました。皆さんの所属する保険者のホームページに告知が出ているか確認してみましょう。

なお、現行の健康保険証は最長で令和7年12月1日まで使えるため、保険者は、その有効期限が切れる前に資格確認書を交付すれば良いとされています。会社の担当者の方は、資格確認書の交付が事業主を通して行われるのかを保険者に確認すると良いでしょう。

【厚生労働省「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001317966.pdf>

◆社保適用拡大

年収「106万円の壁」要件撤廃へ

厚生労働省は、短時間労働者の厚生年金加入要件である「年収106万円以上」の賃金要件を撤廃する方向で調整に

入りました。「週所定労働時間週20時間以上」の要件と学生除外要件は維持される見通しで、企業規模要件はなくなり、5人以上の個人事業所も全業種が対象になる方向。年末までに結論を得て、来年の通常国会に関連法案の提出を目指すとのこと。

◆12月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第3期>[郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、所得金額調整控除に係る申告書の提出[給与の

支払者(所轄税務署)]

※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。

~当事務所より一言~

気が付けば12月です。

一年が本当に早く感じます。振り返れば今年もたくさんのお客様にお世話になりました。社労士だ、専門家だといいつつお客様からお問合せいただく事例には、すぐに判断がつかないこともあります(自慢するものではないのですが…)。

そんな時は調べまくりまし、他仕業の先生や行政などにも確認します。いわばお客様からの宿題が私の成長の糧になっています。

本当にありがたいことと感謝の気持ちでいっぱいです。本当に何を聞かれても即答できるようになりたいとも思いで毎日精進しております。

今年、仕事でも多くのことを学びました。仕事以外では「ワイン」の楽しみにも出会えました。

法改正や手続きの改正、AIの進歩など目まぐるしく変化する毎日です。

体調管理もしっかりして引き続きみなさまの会社が良い会社、働き甲斐のある会社になりますよう全力で伴走します。

引き続きご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。